

令和2年第12回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月11日(金) 午前9時30分から10時30分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (18人)

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	北村 勉 君
4番	川崎 良巳 君	5番	高橋 克 君
6番	高村 國昭 君	7番	佐々木 一 榮 君
8番	柏田 雅俊 君	9番	佐々木 喜 克 君
10番	中里 光明 君	11番	沼沢 こえ子 君
12番	豊川 敏雄 君	13番	竹原 誠 君
14番	時田 宏 君	15番	中川原 隆雄 君
16番	稲村 健一 君	17番	鈴木 徳治 君
18番	大沢 トモ子 君	19番	鳥谷部 甚一郎 君

4. 欠席委員 (1人)

3番 三浦 弘文 君

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第55号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第56号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小保内 一 典 君
事務局次長	赤坂 和 浩 君
総務班長	黒沢 満 尋 君
主 幹	川村 悦 子 君

7. 会議の概要

会 長（岩井） ただ今から令和2年第12回五戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださりまして、厚く御礼申し上げます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付してあるとおりです。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（小保内） 本日、3番 三浦弘文委員から、欠席の旨の通告がありましたので、御報告いたします。

出席委員は、19名中18名で、定客数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。

議 長（岩井） これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは、4番 川崎良巳委員と11番 沼沢こえ子委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局の赤坂次長を指名します。

議 長（岩井） それでは、日程第2 業務報告については、事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） 〔業務報告の朗読及び説明〕

議 長（岩井） 私から、12月9日の農事組合長会議について報告いたします。これは農林課と農業委員会の業務の担当者の紹介と業務の説明でした。

農業委員会では、局長が農業委員会の業務について説明したほかに、黒沢班長が農地転用について、農事組合長に説明いたしました。以上、報告を終わります。

議長（岩井） ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長（岩井） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは、以上で日程第2 業務報告を終わります。

議長（岩井） 次に、日程第3 報告第15号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。
事務局よ説明をお願いします。

事務局（川村） それでは、今月の合意による解約に係る通知書について説明させていただきます。

今月の通知書の受理は、5件です。議案書の1ページ、参考資料の1ページを御覧ください。

報告第15号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので、御報告いたします。

1番、大字切谷内字舘ノ谷地、田、1筆、面積は、●●m²です。

後継者が耕作することになったため、解約するものです。

2番、字大学沢、畑、1筆、面積は、●●m²です。

長いもの作付けに適さなくなったため、解約するものです。

3番、大字倉石又重字天神前、田、計6筆、面積は、●●m²です。

賃借人が、農業経営を徐々にやめる準備のために、解約するものです。

4番、大字倉石中市字寺久保、畑、1筆、面積は、●●m²です。

湿気が強く作物の作付けに適さなかったため、解約するものです。

5番、大字倉石中市字ブドロク、畑、1筆、面積は、●●m²です。

湿気が強く作物の作付けに適さなかったため、解約するものです。

以上です。

議長（岩井） ただ今の報告 15 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長（岩井） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） 特に発言が無いようですので、以上で報告第 15 号を終わります。

議長（岩井） ここで農地調査会、今月の調査委員は、6 番 高村國昭委員と 14 番 時田宏委員です。
調査委員席に御着席ください。

（調査委員着席）

議長（岩井） 次に、日程第 4 議案第 54 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） それでは、今月の農地法第 3 条の許可申請について、説明させていただきます。

議案書の 3 ページ、参考資料の 11 ページを御覧ください。

議案第 54 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条の規定より、下記農地の申請があったので審議を求めます。

今月の許可申請は、1 議案 4 件です。1 番は、売買による所有権移転に関する件、2 番と 3 番は、贈与による所有権移転に関する件、4 番は、使用貸借による権利の設定に関する件です。

1 番、大字豊間内字熊戸、畑、1 筆、面積は、●●m²です。

2 番、大字倉石中市字団ノ坂、畑、計 2 筆、面積は●●m²です。

3 番、大字切谷内字館ノ谷地、田、1 筆、面積は、●●m²です。

4 番、大字倉石又重字谷地中、田、1 筆、面積は、●●m²です。

1 番から 4 番は、別添調査書にありますとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当するものではありません。

共に経営の安定、農作業の効率化を図るものであり、機械、労働

力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。ご参考までに売買価格をお知らせします。

1 番の売買価格は、●●円、10 a 当たり●●円です。以上です。

議長（岩井） ただ今の事務局の説明に関連して、調査委員を代表して、高村國昭委員から、調査結果の報告をお願いいたします。

高村國昭調査委員 着席のまま報告させていただきます。農地法第 3 条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

議案書の 3 ページ、議案第 54 号と参考資料の 11 ページを御覧ください。12 月 2 日に岩井会長と時田宏委員及び事務局職員 3 名で現地調査を行いました。

1 番は、譲渡人と譲受人は知り合いで、農地が近いため、譲渡人から申し出があり、農地を売買するものです。

譲受人は、長いも、ごぼうを作付けするそうです。

2 番は、譲渡人と譲受人はいところで、譲渡人が管理できなくなったため、譲渡人から申し出があり、農地を贈与するものです。

譲受人は、長いも、ごぼう、にんにくを作付けするそうです。

3 番は、譲渡人と譲受人は親子で、譲渡人が高齢で管理ができなくなったため、譲渡人から申し出があり、農地を贈与するものです。

譲受人は、水稻を作付けするそうです。

4 番は、譲渡人と譲受人は親戚で、譲渡人は、管理できなくなったため、譲渡人から申し出があり、農地の使用貸借するものです。

譲受人は、にんにくを作付けするそうです。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

議長（岩井） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは採決いたします。
議案第 54 号について、原案のとおり決定することに賛成の方

は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(岩井) 全員賛成ですので、議案第 54 号は原案のとおり決定いたしました。

議長(岩井) 次に、議案第 55 号「農地法第 4 条の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局(黒沢) それでは、議案第 55 号、議案書の 5 ページ、議案第 55 号と参考資料の 19 ページを御覧ください。

今月の農地法第 4 条許可申請は、1 議案 1 件です。

農地の所在は、大字浅水字長坂●●番●●、地目は畑、面積は●●㎡、転用目的は、山林です。この農地は、その他の 2 種農地と判断いたします。以上です。

議長(岩井) ただ今の事務局の説明に関連して、調査委員を代表して時田宏委員から調査結果の報告をお願いいたします。

時田宏調査委員 それでは、座ったまま報告します。農地法第 4 条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

議案書の 5 ページ、議案第 55 号と参考資料の 19 ページを御覧ください。3 条申請と同じく、12 月 2 日に現地調査を行いました。

1 番は、高齢と労働力不足により、農業に従事することができなくなったため、カラマツ、ヒバを植林し、山林に転用する計画です。

周囲の状況は、北側は山林で、東側と西側は、畑となっていますが、土地の所有者から承諾を得ているため、周囲に影響がないことを確認しております。以上で調査結果の報告を終わります。

議長(岩井) ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2 番(北村) 今から、植えるのか。

事務局（黒沢） はい。今から植えるそうです、予定は、春になってから植えるそうです。

議長（岩井） そのほかございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは採決いたします。

議案第 55 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 55 号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

調査委員の方々、ありがとうございました。
指定席にお戻りください。

（調査委員、指定席へ戻る。）

議長（岩井） 次に、議案第 56 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

議案第 56 号の 1 番の 1 については、柏田雅俊委員に関する事案であるため、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いいたします。

（柏田雅俊委員 退席）

議長（岩井） それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは議案書の 6 ページ、議案第 56 号を御覧ください。

五戸町長より令和 2 年 11 月 25 日付け、五農林第 3 5 9 号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1 議案 47 件で、合計面積は●●m²です。では、1 番の 1 だけ御説明いたします。農地

の所在は、大字倉石又重字野月、地目は畑、面積は、●●m²、10年間の使用貸借となります。以上です。

議長（岩井） それでは、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第56号の1番の1について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第56号の1番の1は原案のとおり決定いたしました。

ここで、柏田雅俊委員を入室させてください。

（柏田雅俊委員 入室、着席）

議長（岩井） 次に、議案第56号の1番の2から6番の3について、事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは、1番の2から御説明いたします。

まず、1番の2から8ページの1番の7までは借り受け人が同じ人なので、まとめて御説明いたします。農地の所在は、大字倉石中市の畑が4筆、これは、1番の2、1番の3、1番の4になります。大字倉石又重の畑が7筆、これは、1番の5から1番の7までになります。合計が11筆、面積は、●●m²です。1番の2から、1番の5までは、10年間の賃貸借、賃借料は、10a当たり●●円となります。1番の6は、2年間の使用貸借、1番の7は、町有地になります。5年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円です。

次に、2番の1から10ページの2番の6までを御説明いたします。農地の所在は、上根前、熊野林後、蛭川村、幸ノ神の地目は田、筆数は7筆、面積は、合計で●●m²です。この貸借期間は、5年間に

なっております。2番の1と2番の2の賃借料は1年間で、●●となっており、2番の3と2番の4については、使用貸借となります。2番の5については、賃借料は、2筆で●●円となっております。2番の6については使用貸借になります。次は、3番の1から11ページの3番の6まで御説明いたします。3番の1から3番の6まではすべて、5年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円となっております。農地の所在は、筒口川原、姥堤、上根前、八景、大字倉石石沢字石沢後の田となっております。次に12ページを御覧ください。次は、4番の1から13ページの4番の4までを御説明いたします。4番の1から4番の4まではすべて、3年間の賃貸借で、賃借料は10a当たり●●円となっております。農地の所在は、字八景、字上根前が2筆、字姥堤が1筆、合計4筆になります。面積は、●●㎡です。次は、5番1から14ページの5番の3までを御説明いたします。農地の所在は、大字上市川字越口の畑が1筆と字中筒の畑が5筆、面積は合計で●●㎡です。5番の1から5番の3については、10年間の使用貸借になります。次は、6番の1から15ページの6番の3までを御説明いたします。農地の所在は、大字倉石又重字下モ平の田が5筆、になります。面積は、合計で●●㎡、地目は田となっておりますが、畑として使用する予定となっております。これは、5年間の賃貸借となっており、6番の1と6番の3については、賃借料は、年●●円、6番の2については、1年で●●円となります。

議長（岩井） 補足します。11ページの3番の6、賃貸借料、10a当たり●●円と説明しておりましたけれども、ここは資料を見たら、年●●円ということですのでございます。訂正お願いします。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

19番（鳥谷部） 1番の●●●●さんの経営内容は。個人ですか。その内容は。

事務局（黒沢） 個人です。この方は、合計で●●㎡やっておりますけれども、主なものは長いも、にんにくとなっております。

19番（鳥谷部） 同じく経営していくと。

事務局（黒沢） はい。そのとおりです。

議長（岩井） そのほかございますか。

13番（竹原） 関連ですけれども、長いも、にんにくということだが、今、借りる分についても長いも、にんにくを付けたいとのことか。

事務局（黒沢） はい。そうです。

13番（竹原） 14ページの6番の2、賃貸借で●●円ということだが、私も場所はわかる、人もわかるが、貸借で●●円という単価は聞いたことがないが。

事務局（黒沢） 単価ではなくて、年間で●●円ということです。計算すると1反部●●円です。

13番（竹原） 見方が悪いのか書き方が悪いのか、いずれにしる表記の仕方を検討してほしい。わかりにくいが。

事務局（黒沢） 書き方といたしますか表し方、期間の下の欄にあるのは10a当たりになりますので1段落空けて、年いくらと表記するようにしたいと思います。

13番（竹原） 見方この表記の仕方で皆様が良ければいいけれども。

議長（岩井） わかりました。説明の段階で、10a当たりなのか全体なのかの説明を今後するように、事務局に書き方だけでなく説明の時も事務局をお願いします。

議長（岩井） そのほかございますか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは採決いたします。

議案第 56 号の 1 番の 2 から 6 番の 3 について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(岩井) 全員賛成ですので、議案第 56 号の 1 番の 2 から 6 番の 3 までは、原案のとおり決定いたしました。

議長(岩井) 次に、議案第 56 号の 7 番については、高村國昭委員に関する事案であるため、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いいたします。

(高村國昭委員 退席)

議長(岩井) それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局(黒沢) それでは、7 番を御説明いたします。15 ページを御覧ください。農地の所在は、大字倉石中市字上平の畑が 1 筆、面積は、●●m²、町有地になっております。3 年間の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり●●円です。以上です、

議長(岩井) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩井) よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 56 号の 7 番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(岩井) 全員賛成ですので、議案第 56 号の 7 番は原案のとおり決定いたしました。

ここで、高村國昭委員を入室させてください。

(高村國昭委員 入室、着席)

議長(岩井) 次に、議案第56号の8番から13番の2について、事務局より説明をお願いします。

事務局(黒沢) それでは、15ページの8番から御説明いたします。

8番の農地の所在は、大字倉石又重字中崎の畑が1筆、面積は、●●m²、町有地で3年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円です。16ページを御覧ください。9番の農地の所在は、大字倉石又重字中崎の畑が2筆、面積は、合計で●●m²、ここも町有地となっており、1年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円です。10番の農地の所在は、大字倉石又重字中久木の畑が1筆と森ノ下タの田が2筆、3筆で合計●●m²です。5年間の賃貸借となり、賃借料は、畑については1年で●●円、田については1年で●●円となります。次に、17ページ、11番を御覧ください。ここは、農業者年金が特定処分地に係る農地となり、親子での10年間の使用貸借です。田については8筆、畑は4筆、合計12筆、面積は合計で、●●m²です。18ページを御覧ください。12番の1から13番の2までは、農地中間管理事業を活用した一括方式による貸借になります。先月までの議案の中では、2段で表しておりましたが、様式が変わりまして、1段で表しております。12番1の農地の所在は、大字上市川字中里谷地の田が3筆で、面積は、●●m²、これは、所有者●●●●さんから右側にある青森農林業支援センターへ貸出して、次に青森農林業支援センターから実際に借り受ける●●●●さんに貸し付ける2つの貸借を1つにまとめたものです。12番の1から12番の11までは、借り受け人が同じ人なので、まとめて御説明いたします。農地の所在は、大字上市川の田が19筆、大字切谷内の田が1筆、大字切谷内は12番の5になりますけれども、合計で20筆、面積は、合計●●m²です。これは全て10年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円となります。次に22ページを御覧ください。13番の1と13番の2について説明いたします。農地の所在は、大字倉石中市字中市上川原の田が6筆と字法量の田が2筆、合計8筆、面積は、合計で●●m²です。どちらも5年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円となります。以上の計画の内容は、経営面積、従事

日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番（中里） 中間管理行を使って、賃貸借する場合ですね、この上市川の所が今年、すでに耕作していたような気がするんですが、これは2年目から支払いが始まるということでしょうか。

事務局（黒沢） 契約は今からになると思いますけれど、それ以前に相対で借りてやっていたかもしれませんが、そこまではわかりません。

13番（竹原） 中間管理機構の制度は、2筆以上であれば連たんして貸し出す協力金はあるのか。

事務局（黒沢） 今は廃止となっております。

13番（竹原） それに代わるものは何かあるのか。

事務局（黒沢） 中間管理機構では、個人に出す協力金を縮小して、ある程度集積したところには協力金を交付する方針だそうです。

13番（竹原） それでは、今回、案件にあがった南部町の方は対象になるのか。

事務局（黒沢） 確認しておりませんので、わかりませんが、中間管理機構の担当者と確認しておきます。

議長（岩井） 13番、竹原さん質問については、後日調査した結果を報告するようにお願いします。

議長（岩井） そのほかの御質問ございますか。よろしいでしょうか。
（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは採決いたします。
議案第56号の8番から13番の2について、賛成の方は挙手を

お願いします。

(全員挙手)

議 長 (岩井) 全員賛成ですので、議案第 56 号の 8 番から 13 番の 2 は原案のとおり決定いたしました。

議 長 (岩井) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
これをもって、令和 2 年第 1 2 回五戸町農業委員会総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和2年12月11日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員